

後見制度をご利用されている方、またはご利用を検討されている方へ

後見支援預金 のご案内

後見制度(成年後見制度)は、判断能力が不十分な方の保護と支援を目的とした制度です。家庭裁判所によって選任された後見人が、本人の財産を管理したり、本人を代理して契約などの法律行為を行うことによって、本人を保護・支援します。後見支援預金とは、後見制度による支援を受ける方(本人)の預貯金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭を、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき別口座で管理する預金です。

【商品概要】

ご利用いただける方

成年後見人・未成年後見人
家庭裁判所の「指示書」を受けたお客さま

預金種類

普通預金(後見支援預金)
無利息型普通預金(無利息型後見支援預金)

契約口座

一人一口座
後見支援預金と無利息型後見支援預金の併用は可能です。

預入金額・単位

預入金額:1円以上、上限はありません。
預入単位:1円

預入・払い戻しの取扱い

払い戻しの際は、家庭裁判所の「指示書」が必要となります。
口座開設後に追加預入する場合には、「指示書」は不要です。

利息

適用金利:1年ものスーパー定期預金の店頭表示金利
無利息型後見支援預金にはお利息が付きません(全額が預金保険制度で保護されます)。

取引制限等

- ・家庭裁判所の「指示書」無しでの払い戻しはできません。また、払い戻しは口座取引店舗の窓口のみでのお取扱いとさせていただきます。
- ・キャッシュカードの発行はできません。
- ・年金や給与、配当金、家賃等の自動入金はできません。

くわしくは、お近くの「せいしん」窓口へ

お手続きの流れは裏面をご覧ください

せいしん  検索

<https://www.seishin-shinkin.co.jp>



2019年8月1日現在

「後見支援預金」手続きの流れ

静清信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任を家庭裁判所に申立て

申立人又は後見人候補者による
後見支援預金の利用を家庭裁判所に申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

預入金額、 定期送金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。
(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して静清信用金庫で口座の作成手続きをしてください。
(注) 後見支援預金は普通預金ですが、有利息の口座、無利息の口座(決済用預金)があります。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・ 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- ・ 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。